

豊川市奨学金返還事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の将来を担う産業人材を確保するため、登録事業者に就職した者が奨学金を返還することに対して市の予算の範囲内で交付する豊川市奨学金返還事業費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）、同法108条に規定する短期大学、同法115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する事業者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (3) 奨学金 次の各号に掲げるものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
 - イ その他市長が認めるもの

(中小企業者の登録等)

第3条 この要綱に基づいて市の実施する奨学金返還支援事業に賛同する中小企業者であって、次の各号の全ての要件を満たすものは、同事業について市に第9条第2項に規定する協力金を納付することを約して、市の登録を受けることができる。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営んでいないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)である団体、同法第2条第6号に定める暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員になっている団体及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではないこと。

(3) 市税(法人市民税、市民税・県民税(特別徴収分に限る)、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)の滞納がないこと。

2 前項の登録を受けようとする中小企業者は、豊川市奨学金返還支援事業費補助金対象事業者登録申請書(様式第1号)に市長が指定する書類を添付して市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、市の実施する奨学金返還支援事業に賛同する中小企業者として登録を行い、その旨を豊川市奨学金返還支援事業費補助金対象事業者登録通知書(様式第2号)により、当該申請をした中小企業者(以下「登録事業者」という。)へ通知するものとする。

4 市長は、事業実施に当たり、登録事業者を公表するものとする。

5 登録事業者は、第1項各号の要件に該当しないこととなったとき、又は登録を辞退しようとするときは、豊川市奨学金返還支援事業費補助金対象事業者登録変更・廃止届出書(様式第3号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

6 市長は、登録事業者から前項の規定による届出があったとき、登録事業者が第1項各号の要件に該当しないと認めたとき、又は市長が必要と認めるときは、当該登録事業者に係る登録を削除するものとする。

(補助の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、奨学金の返還を行う者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 大学等を卒業しているもの

(2) 登録事業者に雇用されており、その雇用形態が次のいずれにも該当するもの

ア 市内の事業所に配属されていること

イ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

(平成5年法律第76号)第2条第1項の短時間労働者でないこと。

ウ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第2項の有期雇用労働者でないこと。

エ 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

オ 雇用保険の一般被保険者として雇用されていること。

カ 公的年金及び健康保険に加入していること。

(3) 大学等を卒業した後に、登録事業者のいずれかに初めて就職した日(以下「就職日」という。)における年齢が35歳未満であること。

(4) 大学等の在学中に奨学金の貸与を受けていたこと。

(5) 市内に住所を有する者であること。

(6) 市税(市民税・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)の滞納がないこと。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、奨学金の返還開始日が属する月から起算して3年間とする。ただし、就職日が奨学金の返還開始日以後であるときは、就職日の属する月から起算して3年間とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象期間内の毎年1月から12月までの期間中に補助対象者が返還した奨学金の額の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該期間中に補助対象者が奨学金を返還した月数に2万円を乗じて得た額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象期間内に補助対象者が第4条各号の要件を満たさない期間があるときは、当該期間に補助対象者が返還した奨学金については、補助金の交付の対象としない。この場合において、当該期間は前項ただし書の「補助対象者が奨学金を返還した月数」に含めないものとする。

(申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、豊川市奨学金返還事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、

市長が定める期間（以下「申請日」という。）に市長に提出しなければならない。

- (1) 大学等の卒業証明書等の写し
- (2) 奨学金の総借入額、総返還予定額、返還開始月、返還期間が確認できる書類の写し
- (3) 在職証明書（様式第5号）
- (4) 奨学金の返還が確認できる書類
- (5) 市内に住所を有することが分かる書類
- (6) 市税の滞納がないことが分かる書類
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、申請日の前年の1月から12月までの期間（以下「申請期間」という。）中に補助対象者が返還した奨学金について行うものとする。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りではない。

3 補助対象者の行う申請が2回目以後であるときは、第1項第1号及び第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付及びその額を決定し、豊川市奨学金返還事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

（協力金の納付等）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付及びその額を決定したときは、速やかに補助対象者が申請期間中に所属した登録事業者に、補助金の交付を決定した旨及び当該登録事業者に所属していた期間に係る補助金の額を、豊川市奨学金返還支援事業費補助金額通知書（様式7号）により通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の規定により通知された補助金の額の4分の1に相当する額（以下「協力金」という。）を、市長の指定する日までに市長に納付

しなければならない。

(請求)

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた補助対象者は、市長が指定する日までに、補助金の振込先の預金口座等を記載した請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、前条の請求書に記載された預金口座等への振込みにより行う。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市奨学金返還事業費補助金取消通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和5年4月1日以後に対象事業者へ就職した者(令和5年3月以前に対象事業者が開催した入社式、研修等により令和5年4月1日より前に当該対象事業者に就職したとみなされる者を含む。)について適用する。